

令和 4 年 6 月 6 日現在

機関番号：12601

研究種目：国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）

研究期間：2018～2021

課題番号：17KK0071

研究課題名（和文）中国・上海における成年後見制度の運用展開に関する社会学的研究

研究課題名（英文）A Sociological Study on the Role of Adult Guardianship System in Shanghai, China

研究代表者

税所 真也（SAISHO, Shinya）

東京大学・大学院人文社会系研究科（文学部）・助教

研究者番号：60785955

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

渡航期間： 6ヶ月

研究成果の概要（和文）：本研究は、成年後見制度を切り口として、日本と中国の家族のあり様とその変化を明らかにすることが目的である。成年後見制度とは、生活に必要な財産管理や契約行為の締結が困難な認知症高齢者等を対象に、それらの行為を他者が代替することを認める民法上の制度である。当該制度に着目することで、新しい家族のかたちになることができると考え、本研究を通して、日中両国における成年後見の用いられ方、運用のされ方を社会学の立場から分析した。そしてそれぞれの社会において、成年後見制度を利用し、直接の介護行為としてはあらわれない固有の生活上の諸課題を、成年後見の社会化によって解決していく新しい家族のあり方を示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

中国での成年後見制度の普及に関して、これまで培った経験と知見に基づいて現地でのフィールドワーク調査を実施した結果、基課題としての国内研究を大幅に推進させることができた。中国では日本国内とは異なる制度の使われ方があり、それはまた中国の都市部における最新の家族変化を映し出すものであることを示した。また本研究課題の遂行を通して日中両国の家族社会学者・社会政策研究者に新たな知見を発信する役割を果たし、それが国際的な研究者コミュニティにおける長期にわたる強固なネットワーク形成の礎となった。超高齢社会という共通の課題を抱える中国の研究者との今回の国際共同研究は、今後国際研究交流を進展させていく基盤となる。

研究成果の概要（英文）：The theme of my research project is the role of adult guardianship system in China. Adult guardianship is a legal system that allows an individual to act on behalf of another, for example an elderly person with dementia, in regards to property management and other contracts that are necessary for living.

I have shown that using a voluntary guardianship system, the lifestyle support which used to be the responsibility of an individual's family can be performed by the community.

The role of family in coordinating, managing, and being responsible for care, which had been overlooked in the conventional theory of socialization of long-term care, was performed socially through the adult guardianship system.

研究分野：社会学

キーワード：成年後見制度 任意後見制度 中国 上海 社会学

1. 研究開始当初の背景

これまで本研究代表者は、国内の成年後見の社会学的研究に取り組んできた。本研究開始時に取り組んでいた研究は、民法である成年後見制度の普及が、どのように起きたかを、社会学で精練され、彫琢されてきた社会化概念を用いながら、民間企業・行政・後見人選任基準の連関関係から検討することを目的とするものだった。本研究はこの研究「若手研究(B)「成年後見制度の総合的研究：民間企業・行政・後見人選任基準の連関関係」17K13851」を基課題とし、国際共同研究加速基金(国際共同研究強化)の遂行を通して、基課題の研究計画を段階的に発展させ、国際的な研究成果につなげることが到達目標である。

これにあたり、本研究課題では、同時期に中国では民法が改正され、日本での成年後見の運用に関する社会保障研究者の関心が急速に高まっていたことから、基課題で取り組んでいた国内の成年後見の社会化の分析概念を用いて、中国の成年後見制度の運用展開を実証的に分析する研究に取り組むという着想を得た。成年後見の比較研究は、民法の研究者によってイギリスやドイツ等のヨーロッパを中心的な対象として取り組まれてきた伝統がある。こうした状況に対し、本研究代表者が中国を対象とした成年後見制度の実証的な分析を実施しようとしたのは、以下のような社会学的な問題関心によるものである。

それはすなわち、法律比較を超えて、当該社会で起きている最新の社会現象を、成年後見を切り口として明らかにすることである。具体的には、(1)当該社会における財産管理のあり方と変化、(2)任意後見をはじめとした契約という文化のあり様、(3)成年後見という制度の使われ方を通じた家族のあり方と変容をみようとするとき、成年後見は法律の問題を超えて、当該社会の変動を切り取ることができるのではないかと考えた。

以上の研究開始当初の問題関心を背景とし、国内での成年後見の実証分析を進めていた基課題の研究成果を一層深めるため、本研究課題「中国・上海における成年後見制度の運用展開に関する社会学的研究」を同時に実施した。

2. 研究の目的

基課題での知見を用いて、成年後見制度がこれまでどのように展開されてきたのかについて、成年後見の社会化を実証的に分析する基課題を発展させるため、中国の成年後見制度の利用状況、その現状と課題をフィールドワーク調査から明らかにすること。とくに上述した3点から、新法施行後に、中国の人びとの生活にいかなる変化が生じたのかを明らかにし、上海を事例とした現代の中国都市部における家族のかたちを考察していくことを本研究課題の目的とする。

3. 研究の方法

成年後見制度の研究はこれまでおもに民法学者を中心に蓄積され、それらの多くは欧米の法制度を分析対象とした比較法的な研究が主流であった。こうした状況に対し、現在では中国や台湾、韓国など、アジア圏の成年後見制度に着目した比較法研究が盛んに紹介されるなど、いわば、成年後見の分析対象が欧米圏からアジアへとゆるやかに以降/拡大してきたようである。

本研究課題では、法学者によるこれら最新の研究動向を参考にしながら、中国の成年後見制度について、社会学的なアプローチを用いて成年後見の社会化の運用展開を捉えようとする点に最大の特徴がある。中国では、2016年から2017年にかけて約30年ぶりに中華人民共和国民法通則が審議・改正されるなど、成年後見制度への関心が高まっている。中国の法定後見はその意味合いが日本のそれとは異なり、血縁関係または親族関係にもとづいた法定順位によって定められるため、第三者が後見人となるのは例外であり、後見人の担い手の主流は親族となる。

これに対して、任意後見では、日本と同様、本人の信頼する者が後見人として選択される、よって、本研究課題では、中国における任意後見制度（中国では意定監護と表す）の利用事例に焦点を絞り、中国で成年後見制度の運用に携わる関係諸機関、社会組織の実践家、公証人等の実務家を対象としたインタビュー調査（一部は参与観察）を実施した。中国での調査期間は2019年6月から2020年1月にかけての8ヶ月間、継続的におこなわれた。

分析対象を任意後見の利用者に絞ったのは、中国で成年後見制度がどう社会化されるかを考察するうえで、第三者による後見人の利用事例の検討が重要だと考えたからである。この結果、新たな中国における意定監護の利用事例として十数件を収集し、制度の利用選択をめぐる本人と家族のおかれた状況、中国都市部での財産管理に関する家族のあり方と変化を描出することができた。そして制度利用事例の分析を通して、当制度が中国の伝統的な家族規範を遵守するものとして、あるいは逆に、伝統的規範からの解放を目的に、利用されていることを発見した。

4. 研究成果

上述の通り、本研究課題の中心をなす中国・上海でのフィールドワークを2019年度に集中的に実施した。2020年度と2021年度は新型コロナウイルス拡大の影響により、国外での追加調査を実施することが叶わなかったため、2019年度の調査データを用いて分析と考察を進めた。中国都市部を中心とする意定監護の利用事例の分析から、伝統的な家族規範のあり様をみとることもできたが、逆に家族規範の変化をとらえようとした新しい家族の様態を発見することもできた。具体的には、中国と日本の任意後見制度の利用事例を比較し、帰納的に4つに類型化して考察した。以下が代表例である。(1)自身が亡き後の家族のために利用する事例、(2)法律関係にはないパートナーが医療同意に関する権限を意定監護制度によって代替しようとする事例、(3)親族がいながらも意定監護を利用し、信頼できる近隣の住人を後見人とする事例、(4)公的な性格を有する社会組織を法人後見人とする事例である。

上記の研究を北京の中国社会科学院で日中の家族社会学・社会政策研究者に報告した()。さらに、そこでのコメントを受け、分析と考察を深めたうえで、著書にまとめ()、さらに内容を発展させ、国際社会学会ISAで、本研究成果を英語圏の研究者に向けて発表した()。

税所真也、「关于老年人财产管理的中日家族比较研究：通过成年监护分析家庭像」（邦題「高齢者の財産管理に関する家族の中日比較研究：成年後見をととした家族のあり方」）、「老龄化背景下的中日家庭变迁与社会支持」（邦題「高齢化する中日社会における家族の変化と社会的支援」）、中国社会科学院日本研究所・中国社会科学院国際協力局主催、中国社会科学院社会学研究所および比較家族史学会共催、北京市社科博源賓館、北京市、2019年9月21日。

税所真也、「成年人监护制度和家庭内部再分配：中日比较研究」（邦題「成年後見制度と家族の再編：日中比較研究」）、張李風・胡澎・吳小英編『少子老龄化社会与家庭：中日政策与实践比较』（邦題『少子老龄化社会と家族：中日政策と実践比較』）、社会科学文献出版社、北京市、pp.304-317、2021年1月。

Shinya, SAISHO (Primary Author Oral Presentation), "Re-Socialization and Normalization: The Role of Adult Guardianship System on Elderly with Dementia in Japan", the Research Committees session [RC19] "Elderly Care: The Global and Local Shifts from Family and State to Community and Market", at the IV ISA Forum of Sociology (世界社会学会議第4回フォーラム、2021年2月24日、オンライン)。

本研究課題を通して得られた重要な知見のひとつは、公的な性格を有する社会組織を法人後見人とする事例に着目し、2017年に制定された中国民法総則において新たに導入された比較的新しい制度のもと、法人後見人が選ばれた初の事例を取り上げた点にある。こうした先進事例にいち早くアクセスし、中国の成年後見の研究者および実務家、実践家らに向けて、日本での先駆的な任意後見制度の実践例と重ねあわせることで、中国の任意後見制度を理論的な面から支えていくための、学術的な視座を提供することができた（ ）。

税所真也、「日本意定监护制度及其发展现状（日本における任意後見制度の展開と現状）」、中日成人意定监护制度的学术讨论和实践（中日成年後見制度學術フォーラム）、中国社会組織（NGO）主催、上海市华侨事业发展基金会（上海市華僑事業發展基金会）、上海市、2020年1月17日。

上記 中日成年後見制度學術フォーラムを受け、日本の先進的な任意後見の取り組みを中国の実務家、実践家に中国語で伝えることの重要性を痛感し、査読付論文にまとめ、発表した（ ）。

張継元・晏子・税所真也、「深度老龄化社会的成年监护服务：日本的经验与启示」（邦題「進展する高齢化と成年後見：日本からの示唆」）『学术研究杂志基本信息』学术研究雜誌社、広東省、443号、pp.106-112、2021年10月（査読付国際共著）。

これら一連の研究結果の公表を通じて、日中両国の制度運用を比較し、成年後見を活用した有志共同体による老年期の支援のあり方を、両国に共通する論点として抽出することができた。それは成年後見を利用し、生活上の諸課題を社会化して解決していく新しい家族の方法である。

このほか、本研究課題を日中の社会保障研究の文脈に位置づけ、上海市労働社会保障学会で講演する機会を得た（ ）。国内では、高齢者法、英米法の研究者、実務家らに向け報告した（ ）。

税所真也、「日本成年监护制度的运行与发展：基于制度施行20年的经验（邦題「日本における成年後見制度の運用と展開：施行20年の経験から」）」、上海市労働社会保障学会、華東師範大学、上海市、2019年6月23日（招待）。

税所真也、「成年後見をとおした『家計の個計化・世帯分離』と『高齢者の住まい』を考える」、シンポジウム「令和時代の高齢者社会と法のあり方を考える」、武蔵野大学法学研究所樋口範雄研究室主催、武蔵野大学有明キャンパス、2019年10月26日（招待）。

以上のように、中国で2017年10月から新たに施行された成年後見制度がもたらす影響と効果について、社会学分野でのフィールドワーク調査にもとづく実証的な研究成果を日中両国の家族社会学研究者、社会政策研究者に対し、国際学会、国際シンポジウム、査読付論文、著書、学術交流会、講演会等を通じて、日中間の学術・研究交流の推進という観点からも成果を導くことができたといえる。研究活動を通じて、成年後見についても社会学分野での国際的な比較研究が可能であることを示した。これまで介護や子育てといったケアについて実証的な研究が蓄積されてきたが、今後はアジア特有の超高齢化を見据えた、成年後見の研究も重要になっていくことに関して、一定のコンセンサスを形成することができた。

同時に、本研究課題「中国・上海における成年後見制度の運用展開に関する社会学的研究」の遂行を通じて得られた国際的な研究者コミュニティにおける長期にわたる強固なネットワークも重要な研究成果のひとつとして位置づけられよう。今回の国際共同研究は、超高齢社会という共通の課題を抱える中国の研究者との国際研究交流を進展させていくうえでの基盤となるものである。これで終わらせることなく、今後も、中国の研究者・実務家・実践家との連携を進展させ、新たな研究成果を中国に向けて広く発表していく計画である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 1件/うちオープンアクセス 0件）

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 張繼元 晏子 税所真也 | 4. 巻 443 |
| 2. 論文標題 深度老齡化社会的成年監護服務 | 5. 発行年 2021年 |
| 3. 雑誌名 学研究（広東省） | 6. 最初と最後の頁 106-112 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 該当する |

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 1件/うち国際学会 3件）

| |
|---|
| 1. 発表者名 Shinya, SAISHO |
| 2. 発表標題 Re-Socialization and Normalization: The Role of Adult Guardianship System on Elderly with Dementia in Japan, Elderly Care: The Global and Local Shifts from Family and State to Community and Market |
| 3. 学会等名 ISA Forum of Sociology（国際学会） |
| 4. 発表年 2021年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 税所真也 |
| 2. 発表標題 日本における成年後見制度の運用と展開：制度施行20年の経験を踏まえて |
| 3. 学会等名 上海市労働・社会保障学会（招待講演）（国際学会） |
| 4. 発表年 2019年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 税所真也 |
| 2. 発表標題 高齢者の財産管理に関する中日比較研究：成年後見をととした家族のあり方 |
| 3. 学会等名 高齢化する中日社会における家族の変化と社会的支援国際シンポジウム（中国社会科学院日本研究所および中国社会科学院国際協力局主催，中国社会科学院社会学研究所および比較家族史学会共催（国際学会） |
| 4. 発表年 2019年 |

〔図書〕 計1件

| | |
|--------------------------------|--------------------------|
| 1. 著者名 税所真也 | 4. 発行年 2021年 |
| 2. 出版社 社会科学文献出版社（北京市） | 5. 総ページ数 332（304-317） |
| 3. 書名 少子高齢化社会と家庭——中日政策与实践比較 | |

〔産業財産権〕

〔その他〕

| |
|--|
| <p>(1) 東京大学高齢社会総合研究および華東師範大学経済・管理学部公共管理学院のあいだで対面による国際研究交流の場を設定した（東京大学工学部8号館，2019年6月12日）。</p> <p>(2) 武蔵野大学法学研究所樋口範雄研究室主催シンポジウム「令和時代の高齢者社会と法のあり方を考える」の場で、「成年後見をとおした『家計の個別化・世帯分離』と『高齢者の住まい』を考える」と題して，高齢者法，英米法の研究者，実務家に向けて報告した（武蔵野大学有明キャンパス，2019年10月26日）。</p> <p>(3) 独立行政法人国際交流基金による「日中知的交流強化事業（中国知識人・研究者個人招へい事業）」の研究協力者として，東京大学高齢社会総合研究機構での受け入れ研究者になった。国際交流基金日本研究・知的交流部アジア・大洋州チームや北京日本文化センターの担当部局と連携し，国内の研究者・実践家へのインタビュー取材の場の設定，フィールドワーク活動への同行，学内での研究発表の場をもうけるなど，国際研究交流活動を全面的にサポートした（2019年9月から同年12月まで）。</p> |
|--|

6. 研究組織

| | 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|-------------------|-----------------------------|-------------------------|----|
| 主たる渡航先の主たる海外共同研究者 | 張 継元 (Zhang Ji Yuan) | 華東師範大学・経済与管理学部公共管理学院・講師 | |

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計2件

| | |
|---|--------------------|
| 国際研究集会 中日成年後見制度学術フォーラム（中国社会組織NGO主催） | 開催年 2020年～2020年 |
| 国際研究集会 国際共同研究学術交流会議（華東師範大学経済・管理学部公共管理学院主催） | 開催年 2018年～2018年 |

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 | | |
|---------|---------|---------------|--|
| 中国 | 華東師範大学 | 経済与管理学部公共管理学院 | |